

公立保育所において、一時預かり[不定期利用]を利用する
3 歳以上児クラスの主食の取扱いについて

1. 主食の取扱いについて

施設において主食の提供がない場合（主食提供実施前）や、一時預かり[不定期]利用の電話連絡時（予約時）において、**主食の提供を希望しない場合**は、ご家庭から主食の持参をお願いします。

2. 主食費について

保護者の皆様にご負担いただく主食費は以下のとおりです。

・利用日数×50 円

※同月内での、提供の要否を変更できません。

3. 主食提供に係る主食希望の申出について

○施設において主食の提供がある場合、主食提供の希望有無を把握するため、一時預かり[不定期]利用の電話連絡時（予約時）において、主食提供の希望をご回答ください。

○主食提供の有無の変更（提供から不要への変更など）を希望される場合は、次月の一時預かり[不定期]利用の電話連絡時（予約時）に、変更の希望をお伝えください。

※主食提供は、月途中での変更はできません。

4. 主食費の納入方法について

（１）納付書払い

納付書で納入される場合は、毎月 10 日（土日祝の場合は翌営業日）に幼保運営課から発送する納付書により、納付書裏面に記載の金融機関にて納期限までに納入してください。（利用料、主食費の各納付書を同封して発送いたします。）

（２）電子決済

利用料を電子決済（Paypay、auPAY）で納入される場合は、利用日初日の降園時に、利用料と共に主食費も併せて納入してください。

5. 注意事項

・一時預かり[不定期]利用の電話連絡時（予約時）において、「主食提供を希望しない」と回答された場合は、ご家庭から主食の持参をお願いいたします。

・登所予定児童数に応じた過不足ない量の炊飯を行うため、「主食提供を希望しない」と回答し、ご家庭からの主食持参をお忘れになった場合には、現行どおり保護者様へ連絡を取り、主食を保育所へお届けいただく対応となりますので、あらかじめご承知おきください。

裏面あり

[主食提供に関すること]

幼保指導課保育の質向上班

0 4 3 - 2 4 5 - 5 7 3 1

[主食費・納入方法に関すること]

幼保運営課助成 1 班

0 4 3 - 2 4 5 - 5 7 2 9